

センター名称		やすらぎミラージュ	大泉北	大泉学園	南大泉
I	運営方針				
	運営方針	地域の医療・介護等の多職種、様々な活動団体、区の関係機関等と協働し、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たすよう努める。	増加する高齢者のみ世帯への見守り体制の強化や、医療・介護の連携強化により安心した在宅療養環境の構築等に取り組み、地域の中核機関としての役割を果たす。	今年度は、区の「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に基づき、薬局と連携した出張型街かどケアカフェ事業を開催するなど、薬局との連携を1つの柱として推進していく。	区の高齢者保健福祉行政の一翼を担う公的機関として、公正・中立な運営の確保に努めるとともに、適切な事業運営を行う。自ら事業の質の評価を行い、質の向上に努める。
II	組織運営体制				
	(3) 区および他センターとの連携	毎月開催される大泉地域圏域連絡会議に参加し、区の高齢者・介護保険等施策の情報を得るとともに、他センターの業務の実際についての情報共有を図り、平準化に努める。	支援に困難を要する場合は、圏域の総合福祉事務所と緊密な連携を図るとともに、適宜関係所管課との情報共有を行う。	月1回の大泉圏域連絡会において、区や圏域内地域包括支援センターと情報・意見交換を行い、連携を図る。	区が開催する圏域連絡会や地域包括支援センター長会、その他各専門職における会議体等の中で、区とセンターの相互連携を推進し、かつ業務の平準化を図る。
	(6) 感染症や災害への対応力強化の取組み	事業の継続や復旧を図るための事業継続計画に取り組む。利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築できるよう検討する。	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続できる体制の構築を目指し、受託法人内での協議において事業継続計画を策定する。	法人の事業継続計画に、感染症発生時の対応についても規定する。また、防災・感染症・事業継続等に関する外部研修を職員が交代で受講し、所内にて伝達研修を行う。	感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、必要な研修およびシミュレーションを実施するよう努める。
III	各事業の実施方針				
	1 包括的支援事業				
	(1) 総合相談支援業務 ①総合相談支援	高齢者やその家族等の個々の相談に応じ、必要な支援を把握して、適切なサービス、必要な関係機関および各種制度の利用に繋げる支援を行う。	困難性の高い事例や多問題が存在する事例においては、チームアプローチを基本に、関係機関との連携による協働での支援を行っていく。	高齢者や家族の身近な相談窓口として、訪問・電話・来所にて、福祉・保健・医療・介護に関する様々な相談に対応し、必要な社会資源につなげ、関係機関と連携する。	高齢者やその家族等、個々の相談に応じ、必要な支援を把握して、適切なサービス・関係機関および各種制度につなげる等支援を行う。
	(2) 権利擁護業務 ①高齢者虐待への対応	支援方法、役割分担等については区と密に連携を図りながら、対応についても高齢者虐待防止・養護者支援マニュアルに則って区と協働する。	一連の支援においては、高齢者虐待防止法の要旨である「高齢者の安全確保」と「養護者の支援」を理解しつつ支援を行う。	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務や、ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業を通して、虐待と思われるケースの早期発見と区民等への虐待に対する意識啓発を行う。	センター内で共有の上、高齢者虐待に係る相談、指導および助言、通報または届出の受理、高齢者の安全確認、養護者の負担軽減のための措置等迅速な支援を行う。
	(3) 包括的継続的ケアマネジメント支援業務 ②介護支援専門員への支援	地域の介護支援専門員の日常的な業務の実施に関し、計画作成に關しての指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な立場からの個別指導、相談への対応を行う。	担当区域の介護支援専門員からの相談に応じ、サービス担当者会議への参加等技術的支援を行ない、ケアマネジメント力強化の支援を行う。	介護支援専門員に対する居宅（介護予防）サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導・相談への対応を行う。	区や地域の介護支援専門員と協働し研修を企画・運営することで、地域の中核を担う介護支援専門員の人材育成につながるよう努めていく。
	2 地域ケア会議				
	(2) 地域ケアセンター会議の開催	地域ケア個別会議、地域ケア予防会議で把握した担当地域内の地域課題についてその情報を共有し、その解決に向けて地域の関係者間で話し合う。	必要に応じて、高齢者にかかる権利擁護等個別の地域によらず課題となるテーマに関する理解深化の機会としても活用する。	地域ケア個別会議で明らかになった地域課題の中から考察を深めたいテーマを選定。防災など、定期的に繰り返し地域の意識啓発を行うべきテーマを選定する。	地域ケアセンター会議で把握された地域課題は、総合福祉事務所が開催する地域ケア圏域会議に報告し、地域の関係機関と課題解決に向けた検討を行う。
	3 在宅医療・介護連携の推進				
	(2) 地域の医療資源の把握と連携強化	各種会議・研修等への参加を通して地域の医療・福祉資源の把握に努め、それらに関する情報を収集する。医療・介護関係者間の連携等や相談時の情報提供等に活用する。	担当区域の医療・福祉資源に関する情報の把握に努めるとともに、圏域のセンターとの協働により、情報のリスト化を行う。	地域の医療・福祉資源を把握し、それらに関する情報の最新化を図り、必要な方への情報提供を行う。多職種による在宅療養・介護連携に関する研修等を計画的に開催する。	地域の医療・福祉資源の把握や情報の最新化に努め、地域の関係者間の連携に活用していく。ICT活用による区モデル事業を継続し、医療・介護関係者との円滑な連携に努める。
	4 認知症施策の総合支援				
	(1) 認知症に関する相談支援	認知症専門相談や認知症専門病院の相談利用にあたっては、区とケース検討を行い、相談利用者の参加やその後の支援、モニタリングを行う。	「医療と介護の相談窓口」において、もの忘れ検診対象者や、認知症の高齢者および若年性認知症の方やその家族等から、認知症および検診に関する相談を受け付ける。	新規事業である「もの忘れ検診」において、要フォローと判断されたケースについて、これまでの相談歴を確認のうえアウトリーチを行い、必要な医療や社会資源につなぐ。	区が医師会と連携して行う「もの忘れ検診」の健診結果に応じて、専門医療機関への受診や介護予防事業など、その方に合った支援につなげるよう努める。
	5 生活支援体制整備				
	(2) 資源開発	地域行事への参加や地域ケア会議等の実施を通じ、地域課題を把握する。その課題に則り、担当地区内の地域団体の活動支援や不足するサービスの創出に関わっていく。	地域の関係者と連携のうえ、センターの業務遂行において把握した不足する社会資源の創出に努める。	ボランティア・地域福祉推進コーナーの活動に協力し、生活支援・介護予防サービスを創出するための取組を支援する。	地域ケア会議等の実施を通じ、担当区域内の地域団体の活動支援や不足する生活支援サービスについて創出できるよう努める。
	6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援				
	(1) 地域のひとり暮らし高齢者等の訪問支援	社会との接点が少ない方には、介護予防事業や地域の街かどケアカフェ等のサロン活動の情報を提供し、必要があれば介護保険サービス等の利用支援を行う。	地域のひとり暮らし高齢者等の自宅を年1回以上訪問。生活状況の確認や基本チェックリストを実施し、その高齢者の状況に応じサービス等の利用支援、利用勧奨等を行なう。	対象者リストをもとに訪問。地域包括支援センターの周知を図るとともに、支援の必要な高齢者の発見と見守り体制の構築、元気高齢者が参加できる地域活動の紹介などを行っていく。	社会的に孤立した高齢者の支援だけではなく、元気で意欲のある高齢者が地域の担い手として生きがいを持ち社会活動に参加できるよう支援する。

センター名称		大泉
I	運営方針	
	運営方針	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、区民とともに、地域の関係機関等と協働し、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たす。
II	組織運営体制	
	(3) 区および他センターとの連携	大泉総合福祉事務所に併設されているという環境から、担当地域外の来所相談も多いが、相談者の主訴を聴き取り、速やかに担当のセンターに報告し、対応を依頼する等の連携を図ります。
	(6) 感染症や災害への対応力強化の取組み	法人で作成した「事業継続計画」「訪問時等の事故や緊急対応について」「感染症予防対策」等マニュアルに則り対応する。
III	各事業の実施方針	
	1 包括的支援事業	
	(1) 総合相談支援業務 ①総合相談支援	高齢者やその家族等の個々の相談に応じ、必要な支援を把握して、適切なサービス、関係機関および各種制度の利用につなげる支援を行う。
	(2) 権利擁護業務 ①高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止・養護者支援マニュアルに則り、高齢者の安全の確認その他通報・届出に係る事実の確認のための措置ならびに養護者の負担軽減のための措置に関する事務を行う。
	(3) 包括的継続的ケアマネジメント支援業務 ②介護支援専門員への支援	相談内容を整理・分類し、地域ケア会議等でその内容を検討する機会を作ることで、個別ケースの課題を改善するとともに、地域の課題としても共有し、一緒に問題解決できるように努める。
	2 地域ケア会議	
	(2) 地域ケアセンター会議の開催	地域ケア個別会議、地域ケア予防会議または他の委託業務において把握した担当地域内の地域課題について、情報を共有し、その解決に向けて地域の関係者で協議する。
	3 在宅医療・介護連携の推進	
	(2) 地域の医療資源の把握と連携強化	在宅医療や介護に繋がり難い新型コロナウイルス感染症に関する相談にも応じ、地域のサービス事業所と連携を図りながら支援を行う。
	4 認知症施策の総合支援	
	(1) 認知症に関する相談支援	今年度新規事業の「もの忘れ検診」実施に伴い、医師会と連携し、検診結果に応じて専門医療機関への受診や介護予防等に繋ぐよう支援します。
	5 生活支援体制整備	
	(2) 資源開発	地域ケア会議等の実施、地域生活支援サービスの充実に関する協議体への参加を通じて、地域団体と連携し、活動支援や不足する生活支援サービスの創出に努める。
	6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援	
	(1) 地域のひとり暮らし高齢者等の訪問支援	新型コロナウイルス感染予防のため実情の把握が難しい面もあるが、地域の関係者からの情報提供を受け、心配なケースを見逃さないように努める。